


所管部課	総務部 文書課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市情報公開条例事務取扱要領の一部を改正する要領について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例	東大和市情報公開条例				
	規則	東大和市情報公開条例施行規則				
	部課					
	機関					
1. 要旨						
(1) 改正趣旨						
<p>行政不服審査法の改正に伴い、不服申立ての種類が審査請求に一元化され、審査請求期間も延伸された。これに伴い、関係要領の様式の教示文を改正するものである。</p> <p>(なお、関係する条例及び規則については、既に改正済みである。)</p>						
(2) 主たる改正内容						
<p>教示文「60日」→「3箇月」、「異議申立て」→「審査請求」、「対する決定」→「対する裁決」</p>						
(3) 施行日						
<p>決裁日施行とする。</p>						
(4) 影響及び効果						
<p>新制度に適合した教示文を付記することにより、審査請求をしようとする者の利便性の向上に資する。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>平成26年6月 行政不服審査法 (全部改正) の成立</p> <p>平成28年2月 東大和市情報公開条例を改正</p> <p>平成28年3月 東大和市情報公開条例施行規則を改正</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>本件については、平成28年6月23日付け市長決裁済み。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。